

札幌市児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例案

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例

（札幌市児童福祉法施行条例の一部改正）

第1条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第125条第1項及び第148条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。
- (2) 第164条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。
- (3) 第166条第1項第2号の次に次の1号を加える。
  - (2)の2 法第13条第3項第1号の内閣府令で定めるもの（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者
- (4) 第174条第1項第2号の次に次の1号を加える。
  - (2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (5) 第175条第4号の次に次の1号を加える。
  - (4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (6) 第193条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。
- (7) 第194条第1項第2号の次に次の1号を加える。
  - (2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (8) 第195条第3号の次に次の1号を加える。
  - (3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (9) 第225条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

- (10) 第226条第1項第2号の次に次の1号を加える。
  - (2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (11) 第233条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。
- (12) 第234条第1項第2号の次に次の1号を加える。
  - (2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (13) 第235条第3号の次に次の2号を加える。
  - (3)の2 精神保健福祉士の資格を有する者
  - (3)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (14) 第236条第2号の次に次の2号を加える。
  - (2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者
  - (2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童福祉法第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

(札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市児童福祉法施行条例第125条第1項及び第148条の改正規定並びに第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める内閣府令等の一部改正に伴い、本市における当該施設の職員等に係る基準を改める等のため、本案を提出する。